

(様式第2号)

# 会 議 録

令和3年10月29日作成

会 議 の 名 称	令和3年度第1回島本町指定管理者選定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和3年10月19日(火) 午後1時00分 ~ 午後2時30分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室		
公 開 の 可 否	不可	傍 聴 者 数	—
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	島本町情報公開条例第5条の規定に該当する情報に関し審議するため		
出 席 者	委員	藏垣委員(委員長)、北河委員(副委員長)、川畑委員、原山委員、岡本委員、難波委員、山内委員	
	事務局	・政策企画課 ・総務・債権管理課(担当課)	
会 議 の 議 題	案件1 委員長・副委員長の選出について 案件2 ふれあいセンター等の指定管理者の選定について		
決 定 事 項 等	案件1 委員長を藏垣委員、副委員長を北河委員とする。 案件2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までのふれあいセンター等の指定管理者として、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を選定することとして、町長に報告する。		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		
配 布 資 料	資料A 申請書類一式 資料B 委員名簿 資料C 島本町指定管理者選定委員会規則 資料D 審議会等の会議の公開に関する指針 資料E 募集要項 資料F 仕様書 資料G 選定基準 資料H-1 現行の基本協定書 資料H-2 基本協定書の変更協定書 資料H-3 年度協定書(令和3年度) 資料H-4 指定管理者評価(令和元年度・令和2年度) 資料I 令和3年10月 業務運営計画表(シフト表)		

## 別紙：議事内容

**事務局** 定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第1回島本町指定管理者選定委員会を開催いたします。

本日の会議につきましては、委員長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行をさせていただきます。

それでは、まず出席者数の報告をさせていただきます。本日、委員7名のうち、7名全員が出席されていますので、「島本町指定管理者選定委員会規則」第5条第2項に規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。

### 案件1 委員長・副委員長の選出について

(委員の互選により、藏垣委員を委員長に、北河委員を副委員長に選任)

**事務局** それでは、委員会規則第5条に基づき、委員長が議長を務めていただくこととなりますので、藏垣委員に議事進行をお願いします。

### 【会議の公開について】

**委員長** 案件2に入る前に、「会議の公開について」事務局より説明をお願いします。

**事務局** 本委員会につきましては、資料D「審議会等の会議の公開に関する指針」第2の(1)に定める「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町長その他の執行機関に置かれる附属機関」となっており、さらに第3において、会議は原則公開することとなっておりますが、第5の(1)において、「島本町情報公開条例第5条の規定に該当する情報に関し審議する場合」は会議を公開しないことができるとなっております。当選定委員会では、島本町情報公開条例第5条第1項第3号における、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報」、具体的には企業のノウハウに関する情報、経理・人事に関する情報、信用に関する情報等を取り扱うことから、事務局といたしましては、指針の第5の(1)を適用し、非公開とするのが望ましいと考えております。

つきましては、指針第6の(1)「会議の公開又は非公開の決定は、第3項から前項に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。」に基づき、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**委員長** 事務局から説明がありました。説明のとおり、本会議を非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**委員長** それでは、本会議は非公開といたします。

### 案件2 ふれあいセンター等の指定管理者の選定について

**委員長** それでは、引き続き、次第にしたがいまして、議事を進めます。

案件2「ふれあいセンター等の指定管理者の選定について」の説明をお願いします。

**事務局** 本町では、平成20年12月から、ふれあいセンター等の管理業務について指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者期間が令和4年3月末日をもって満了となります。

後程、担当課から説明いたしますが、ふれあいセンターが令和4年7月ごろから令和5年4月ごろまでの間、大規模な改修工事を予定していることから工事期間中の運営という特殊な事情に鑑み、次年度以降の指定管理者の選定については、公募は実施せず、現在の指定管理者である「シダッ

クス大新東ヒューマンサービス株式会社」に、改めて2年間の指定管理を実施していただくことを想定しております。

今回の委員会におきましては、次期指定管理者の選定に向けて、透明性を確保した選定を行うため、「島本町指定管理者選定委員会設置規則」に基づき、本委員会を開催し、委員の皆様にご審議をお願いするものでございます。

本委員会の審議を踏まえ、町議会において指定管理者の指定の議決を経まして、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の運営をお願いする予定でございます。

次に審査方法について、ご説明いたします。

評価項目及び配点につきましては、「島本町ふれあいセンター条例施行規則」第11条、及び「島本町営住宅条例施行規則」第43条におきまして指定管理者の選定基準に係る評価項目を定めており、資料Gがその内容となっております。

後程実施いたします、事業者のプレゼンテーション・質疑応答も踏まえ、各委員におかれましては、次期指定管理者の選定について、ご審議いただきたいと考えております。

なお、今回の審査におきましては、採点（点数化）は行わず、選定基準を踏まえたうえで、次期選定についてのみ、審査いただくことを想定しております。

以上、簡単ではございますが、ふれあいセンター等の指定管理者の選定に係る審査方法についてご説明を終わらせていただきます。

続きまして、ふれあいセンター等の現状や事業者から提出された資料等につきまして、担当課よりご説明させていただきます。

#### 担当課

それでは、総務・債権管理課から、「ふれあいセンターの設置目的と概要」、「指定管理者制度の導入と行っていただく業務」、「現指定管理者の再指定に係る経緯」などを、資料に基づきまして説明させていただきます。

はじめに、「ふれあいセンターの設置目的と概要について」でございます。

島本町ふれあいセンターは、平成8年7月に住民の福祉、保健及び文化教養を高める拠点として設置されました。

建物は、地下1階から地上4階までで、地下1階はレストラン、売店を含むエントランスとなっております。

また、地上1階は施設管理や利用受付をする窓口、様々なイベントや講演会、コンサートを開催できる定員300人のケリヤホール、保健事業を実施するための検診室などがございます。この他、島本町社会福祉協議会もございます。

2階は、主に高齢者を対象とする福祉センター機能を有する施設として、浴室、水訓練室、和室等がございます。

3階は、生涯学習のためのスペースのほか、学習室等の貸室がございます。

4階は、図書館と、絵画、写真などの展示に利用できるギャラリーなどがございます。

このように、ふれあいセンターは、住民の福祉、保健及び文化教養を高める拠点としての複合機能を有し、多くの住民の皆様にご利用いただいております。

令和2年度の利用者の実績でございますが、貸館等の利用者は、延べ約6万6千人、それとは別に、図書館の利用者は、約9万8千人となっております。

次に、「指定管理者制度の導入と行っていただく業務」でございます。

これまでの経緯として、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを活用して施設の維持管理を行い、また利用者に対するサービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入した平成20年12月から、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が管理・運営を行い、現在3期目の指定となる期間が令和4年3月31日で満了いたします。

具体的な、指定管理者が行う業務といたしましては、募集要項にも記載しておりますとおり、ふれあいセンター及び緑地公園集会所の、施設の使用に係る申請受付並びに許可、変更及び取り消しその他施設の使用に関する業務などを実施していただきます。

したがいまして、各種検診等の保健業務や高齢者に対する各種教室、生涯学習の各種事業、図書館業務などは、これまでと変わらず町が直接実施いたします。

次に、今回の「現指定管理者の再指定に係る経緯」についてご説明いたします。

島本町ふれあいセンターにつきましては、令和4年度から5年度当初にかけて空調設備、受水槽、貯湯槽、污水管等の更新、屋上防水等の大規模改修を予定しており、工事の期間中につきましても、施設をご利用いただけるよう事務を進めているところです。

しかしながら、改修が長期に渡り、その間一部の施設の利用制限を実施せざるを得ないため、施設の利用や運営面での不確定要素が多く、工事の実施に合わせた連絡調整が必要になる等、利用者の安全性を確保しつつ改修工事を円滑に実施する必要があります。また、現状の施設の利用状況に精通しており、工事に伴い必要となる措置や判断を適切に行うことが可能となる、現在の指定管理者を工事の期間中も指定管理者として指定することが最適であると判断いたしました。

このため、今回の指定管理者の候補者につきましては、公募を行わず、工事の期間を含む令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2か年間、現在の指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を引き続き指定管理者として指定するため、令和3年7月11日に指定管理者募集要項を配付し、令和3年8月23日に指定申請書の提出を受けたものです。

それでは、資料について説明させていただきます。

資料E募集要項及びF仕様書でございます。

今回の指定につきましては、指定管理期間の2か年間延長ということから、5年前の募集要項を時点更新し、ほぼ同様のものとしておりますが、大きく変更した点といたしましては、先ほどからご説明しておりますとおり、大規模改修の実施のため、管理業務の施設や設備が途中で変更となり、新たな設備や施設を引き続き管理すること及び、特別に2か年のみ募集することを記載しております。また、1者のみの募集とするため、説明会の開催については削除いたしました。

最後に、毎年指定管理の評価項目として参加した研修を挙げているため、必要と考えられる研修の例として、人権研修及び接遇研修の実施を記載いたしました。

その他は、概ね前回の募集要項及び仕様書と変更ございません。

次に、資料Gでございます。

こちらにつきましては、島本町ふれあいセンター条例施行規則第11条及び島本町営住宅条例施行規則第43条に基づく選定基準に係る評価項目

となっておりますので、本日は、本資料の項目に基づき審査をお願いいたします。

次に、資料Hでございます。

現行の基本協定書、変更協定書、年度協定書及び指定管理者導入指針に基づく指定管理者の評価です。

指定管理者の評価につきましては、直近二か年とも総合評価Aとしております。

最後に、資料Iでございます。

現在の実際のシフト表となっております。

本日10月19日につきましては、一番人数が多い時間帯で4名、少ない時間帯でも2名勤務されており、十分な体制をとられていると判断しております。

次に、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社から提出された申請書関係書類についてです。今回の指定管理者の選定につきましては、基本的に現行の指定管理業務の内容を2か年間延長するものであることから、5年前に選定された際に提出されたものを時点更新するかたちで作成されており、内容はほぼ同様となっております。このため、収支計画書における年間の指定管理料につきましては、本年度の額と同額となっております。過去五年間と同様の予算規模で運営可能と考えております。

最後に、現在の指定管理者の総合的な評価といたしまして、指定当初から現在に至るまで、受付窓口での対応や設備等に関して、利用者からご意見等もいただきながらも、職員研修の実施や、町との定期的な打合せ等（毎月1回）の実施、利用者のニーズ把握のためのアンケートの実施など、利用者の立場に立った施設の管理運営に尽力されているものと考えております。

また、この5年間の指定管理期間には、ふれあいセンター内への第四保育所の移転や新型コロナウイルス感染症対策といった当初想定されていなかった事案についてもご対応いただきましたことから、次年度から予定している空調設備等の更新、屋上防水等の大規模改修の期間においても、これらのご経験を活かしていただけるものと考えております。

簡単ではございますが、資料等についての説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長

ただいま説明を受けました内容について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員

資料H-4の指定管理評価において、「施設の利用者への対応」と「関係法令の遵守」が、令和元年度と比較して令和2年度は1点ずつ下がっているが、その理由をお聞かせください。

担当課

まず、②「施設の利用者への対応」についてですが、昨年度、一部、指定管理業務におきまして、接客対応等につきまして、数回、総務・債権管理課へ利用者の方からご意見をいただいたことがあったということで、前年度から1点減点をしております。

もう1点目の⑥「関係法令の遵守」についてですが、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、各種機関、団体から発出されたガイドライン等を踏まえた上で、施設を運営していかなければならないというところがありました。その中で、指定管理者主導で運用を決めるのではなく、総務・債権管理課が主体でやっていかざるをえなかったという点につき、コロナ対応で難しいところではありましたが、1点減点しております。

委員

確認ですが、現行の指定管理者について、平成20年12月からこれまで指定管理者として施設運営していただいておりますが、特に大きなトラ

ブルはなかったものと認識してよろしいでしょうか。

担当課

先ほど申しあげたようなご意見等をいただくことはございましたが、現在までしっかりと対応していただいているところであり、大きなトラブルにまで生じたということはないものと認識しております。

委員

資料Aの47頁に「スタッフは、島本町及びその近隣からの地元採用を優先します」とありますが、スタッフの状況等はわかりますか。

担当課

現在も、働いている方の半数の方が、町内に在住の方から採用していただいていると聞き及んでおります。

委員

募集要項の中で、欠格事項がありますが、該当していないことを事務局の方で確認いただいているということで理解してよろしいでしょうか。

担当課

担当課の方で確認しております。

委員

協力団体というのが2団体ありますが、今回のコロナ対応に関して、イレギュラーな対応が必要であった場合、実際には指定管理者が協力団体も含めて対応していただいたのか、町が直接協力団体の方にコンタクトをとっていたのでしょうか。

担当課

協力団体と書いておられるのは、設備の管理の会社と清掃の会社です。主にコロナに関しては清掃の方の会社に対応していただきましたが、指定管理者にお願いするという形になっています。

委員長

他に不明な点はございませんでしょうか。

(特になし)

委員長

それでは、事業者による説明に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

(事務局から事業者によるプレゼンテーションに係る説明)

委員長

それでは事業者に入室いただき、プレゼンテーションの準備をお願いします。

(事業者入室)

事務局

プレゼンテーションの時間は10分です。10分経過するとその場で終了させていただきます。プレゼンテーション終了後は、質疑応答の時間を10分設けさせていただきますのでよろしくお願いします。

(事業者によるプレゼンテーション)

委員長

それでは、ただいま事業者からプレゼンテーションを受けました内容について、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

委員

事業の提案書の中に、利用者アンケートの実施とあり、これまでも実施していただいているかと思いますが、これまでアンケートをもとにサービス向上につながった案件は具体的にありませんでしょうか。

事業者

最近ですと、トイレの除菌クリーナーを設置させていただきました。他には、トイレの中の荷物をかけるフックや、施設内でWi-Fiを利用できるようにしたことが挙げられます。

委員

このアンケートは年に1回ですか。

事業者

はい。年に1回でございます。

委員

工事期間中においては、ふれあいセンター諸室の空調工事等が予定され

ており、施設の利用者には丁寧な説明が求められることになると思います。スタッフの方の接客能力の向上に関する取組について、教えてください。

事業者

利用者の方への説明に関しては、統括、副統括の方でその日の工事内容を確認し、スタッフの方に周知徹底を図ってまいります。

接客に関する研修についても、社内で接客研修制度を整備し、直近では、コロナの影響で集合研修は難しくなっていますが、リモートでも研修できるシステム等も導入しており、接客能力の向上を図っております。

委員

事業計画書の中に、「イベントの提案・企画・実施」とありますが、現在の指定管理期間中にもイベント等は実施されていたのでしょうか。実施されていたのであれば、参加者数や感想などの評価を教えてください。

事業者

現在、コロナの影響で大きなイベントは実施できておりませんが、例えば、「読み聞かせ」や、事務所の前に折り紙や切り紙を準備しており、夏休みには図書館などに通われる親子で体験してもらったりというような取組をずっとさせてもらっています。

委員

来館されるお子様向けの取組を指定管理者の方で発案いただいているということですね。それについては、どういったお声をいただいているのでしょうか。

事業者

例えば、「この入口に来たら何かがあるから楽しみにしている。」というようなお声をいただいております。

委員長

他にご意見、ご質問等がありますか。

委員

今のイベントに関連して、指定管理なので通常、公の機関が管理するよりも民間のノウハウを期待するところですが、例えば収益をとるような事業等は、今後想定されているのでしょうか。

事業者

基本的には、利用料は発生しないイベントを中心に展開していきたいと考えております。

弊社では学童事業や図書館の運営も実績がありますので、そこから子ども向けの事業を取り入れることも十分可能であると考えております。

委員長

他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

#### (特になし)

委員長

それでは、これをもちまして、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社のプレゼンテーションを終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### (事業者退場)

委員長

それでは、次期指定管理者の選定について、選定委員会として意見をとりまとめたいと思います。委員の皆様におかれましては、ご意見や事務局・担当課への質問等はございますか。

委員

これまでの実績や、コロナへの対応などからすれば、業務していただくには問題はないものと考えます。

委員

多くの方が来館され、いろんな年齢層の方に対応していただいているかと思われま。ただ、工事期間中、ふれあいセンター諸室が使えなくなることについて、利用者に対し、丁寧な説明が求められることかと思われま。先ほど、リモートでの研修の仕組みも整備しているとのことでしたので、接客能力の向上については、今後も取り組んでいただきたいと思います。

選定については、これまでの実績、コロナ禍での対応もしっかりしていただいたということもありますので、工事期間中も適切に対応いただけるのかと思います。

委員

現在の指定管理期間中に、保育所がふれあいセンターに入るという事案もありましたが、保護者への対応や、施設内のパーテーションでの区切りを設置し外部侵入者を防ぐなど、非常に保護者の皆様から安全な運営をしていただいたというお声もいただいておりますので、次の2年間の工事期間中においても、適切に運営をしていただけるものと考えます。

委員長

その他、ご意見等がありますでしょうか。

(特になし)

委員長

それでは、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を2年間ふれあいセンター等の指定管理者として選定することに異議のある方はいらっしゃいますか。

(異議なし)

委員長

それでは、これまでの審議を踏まえ、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を令和4年4月から令和6年3月末まで、ふれあいセンター等の指定管理者として選定することとして、町長に報告することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

報告書の文面については、事務局に作成をお願いし、委員長である私が確認した上で町長に報告する形を取りたいと思いますが、ご異議などございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、以上をもちまして案件2を終了いたします。

案件3 その他

委員長

続きまして、「案件3 その他」ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

(特になし)

委員長

事務局から何かありますでしょうか。

(特になし)

委員長

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回島本町指定管理者選定委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。